

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

市民部

1 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正され、従来「印鑑登録原票」としていたものが、「印鑑登録原票」と「可視台帳」に分けて整理されたため、本市においても所要の改正を行う。

2 改正の内容

安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例第6条第2項及び第11条において、従来「印鑑登録原票」としていたものを、印影と印影以外の情報をデータ化して管理する「印鑑登録原票」と、現物を確認するために印影を紙に押下し記録する「可視台帳」に名称を分けて運用するよう改正する。

現行	改正後
○印鑑登録原票（データ及び紙原本） ・印影（押下したものを含む） ・印影以外の情報※	○印鑑登録原票（データ） ・印影 ・印影以外の情報※ ○可視台帳（紙原本） ・印影（押下したものの） ・印影以外の情報※

※印影以外の情報とは、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、住所等のこと

3 施行期日

規則で定める日